議案第9号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例(平成18年かすみがうら市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)」の次に「(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第3条の次に次の1項を加える

(平成29年度における保険料率の特例)

- 第4条 平成29年度における保険料率は、第4条第1項に規定にかかわらず、 次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第20条第1項第1号に掲げる者 32,400円
 - (2) 今附則第20条第1項第2号に掲げる者 48,600円

- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 48,600円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 58,300円
- (5) 今附則第20条第1項第5号に掲げる者 64,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 77,700円
 - イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に 規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第 34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第 1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、 当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除し て得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 84,200円
 - イ 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 97,200円
 - イ 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しないもの

- ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 110,100円
 - イ 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該 当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 116,600円
 - イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれに も該当しないもの
 - ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの令附則第 20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 136,000円
- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1 号に該当する者の平成29年度おける保険料率は、同号の規定にかかわらず、 29,160円とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条の規 定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、 平成30年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分まで の保険料については、なお従前の例による。